

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 の一部を改正する内閣府令の概要

1. 経営強化計画の記載事項

金融機関が国の資本参加の申込みをする際に提出する経営強化計画の記載事項について、以下のように改正する。

(1) 経営改善の目標

＜収益性＞

（従 来）コア業務純益ＲＯＡ¹の上昇程度が業態の上位３割以内

⇒（改正後）コア業務純益²又はコア業務純益ＲＯＡが計画の始期より上昇

＜効率性＞

業務粗利益経費率³が計画の始期より低下（従来と同様）

＜不良債権処理＞

（従 来）不良債権比率が計画の始期より低下

⇒（改正後）目標から削除

※但し、責任ある経営体制の確立に関する事項として、リスク管理（不良債権の適切な管理を含む）の体制の強化のための方策を追加

(2) 信用供与の円滑化

（従 来）中小企業等向け貸出比率の見込みを記載

⇒（改正後）「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、以下の事項を記載

①中小規模事業者等向け貸出比率⁴の水準を維持・向上させるための方策

②中小規模事業者等向け貸出残高の見込み

※このほか、経営改善支援等取組先企業割合⁵も記載（従来と同様）

(3) 経営責任

自己資本比率が基準値未満の金融機関は、責任ある経営体制の確立に関する事項として以下の事項を記載

①従前の経営に関する分析結果の内容

②当該分析結果の内容に基づく経営管理体制の改善を図るための方策

（ 経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理体制の抜本的な改善を図るための方策を盛り込む ）

1 「コア業務純益ＲＯＡ（Return on Asset）」＝コア業務純益／総資産

2 「コア業務純益」＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

3 「業務粗利益経費率」＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益

4 「中小規模事業者等向け貸出比率」＝中小企業者又は地元事業者に対する貸出残高／総資産

5 「経営改善支援等取組先企業割合」＝経営改善支援等取組先企業の数／取引先企業の総数

2. 国が引き受ける議決権制限株式

国が資本参加の際に引き受ける普通株式への転換権付優先株式の種類について、以下のように改正する。

（従 来）合併等の抜本的な組織再編成を伴う場合は議決権を有しない株式、それ
以外の場合は役員の選解任につき議決権を行使できる株式
⇒（改正後）議決権を有しない株式

3. 協同組織金融機能強化方針の記載事項

協同組織金融機関の中央機関が、協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、予め国の資本参加の申込みをする際に提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項について、以下のような事項を規定する。

(1) 信用供与の円滑化

- ①業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針
- ②資本支援を行った傘下の協同組織金融機関の中小規模事業者等向け貸出比率及び残高の水準を維持・向上させるための方策を盛り込んだ「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を記載

(2) 公的資金を有効に活用するための体制

傘下の協同組織金融機関への資本支援が中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に資することを中央機関で審査するための体制等を記載

(3) 経営責任

（経営強化計画と同様）

4. その他

所要の規定の整備を行う。